

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 交通違反の適正な取締りを担保するため違反取締用装置の点検等を定期的を実施し、装置の測定精度の確保、維持をする必要があるため、点検を民間の専門業者により実施する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 速度測定装置 は、精密機器であるため専門的な知識や技術を有する者でなければならず、当該機器 の保守業務を行える唯一の代理店である以外に整備点検を行える者がいないため。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。